

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(二七・人事課)

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 県税事務所(第二十六条 第二十八条)」を「第五款 県税事務所(第二十六条 第二十八条)」に、「第三十三款 消防学校(第百一条

所(第二十六条 第二十八条)

学校(第二十八条の二・第二十八条の三)」に、「第三十四款 消防学校(第百一条

・第百二条)」を「第三十三款及び第三十四款 削除」に、「第四十款 地域農業改

良普及センター(第百十八条・第百十九条)

を「第四十款及び第四十一款 削除」

に、「第四十三款から第四十五款まで 削除」を「第四十三款 総合食品研究所(第

百一十五条 第百二十八条)」を「第四十五款 地域農業改良普及セ

「第四十七款の二 総合食品研究所

二十九条・第百三十条) に、第四十七款の三 病害虫防除所(第

ンター(第百三十一条・第百三十二条) 第四十七款の四 花き種苗センター

(第百四十四条の二 第百四十四条の五)

百四十四条の六・第百四十四条の七) を「第四十七款の二 花き種苗センター

(第百四十四条の八・第百四十四条の九)

(第百四十四条の二・第百四十四条の三)」に改める。

第三条の表総務部の項中「広報課」を「情報公開課」に、「税務課」を「税務課

課」に改め、同項中「情報公開室」を削り、同表企画振興部の項中

「学術振興課 国際系大学設置準備室 市町村課

を「学術振興課 市町村課 市町村合併支援室 地域振興課

ワールドゲームズ推進室」を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

を「学術振興課 市町村合併支援室 国際系大学設置準備室

農林水産部	農林政策課 農山村振興課 流通経済課 水田総合利用推進課 農畜産振興課 農地整備課 水産漁港課 秋田アギ振興課 森林整備課	森林環境対策室
-------	---	---------

第三条の表林務部の項を削る。

第五条第一項総務課の項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第四号から

第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政組織に関すること。

第五条第一項総務課の項中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第

二十三号とし、第二十七号から第三十一号までを三号ずつ繰り上げ、同条第一項広報

課の項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 報道機関との連絡調整に関すること。
- 三 県政に関する広聴に関すること。

- 第五条第一項広報課の項に次の三号を加える。
- 六 行政文書の公開に関すること。
- 七 県政に関する情報の提供に関すること。
- 八 個人情報保護に関すること。

第五条第一項中「広報課」を「情報公開課」に改め、同項人事課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項に次のように加える。

総合防災課

- 一 危機管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 災害の援護に関すること。
- 三 消防に関すること。
- 四 危険物及び石油コンビナート対策に関すること。
- 五 防災情報システムの管理及び調整に関すること。
- 六 航空消防防災に関すること。
- 七 消防学校に関すること。

第五条第二項を削る。

第六条第一項学術振興課の項に次の一号を加える。

- 七 国際系大学の設置に関すること。

第六条第一項市町村課の項に次の六号を加える。

- 十一 地域総合整備資金に関すること。
- 十二 地方拠点都市地域の整備に関すること。
- 十三 半島振興計画の策定及び推進に関すること。
- 十四 地域づくり活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 十五 市町村合併の支援に関すること。
- 十六 国民体育大会の開催に関すること。

第六条第一項地域振興課の項を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 学術振興課国際系大学設置準備室は、学術振興課の所掌事務のうち第七号に掲げる事務を分掌する。

第六条に次の二項を加える。

- 3 市町村課市町村合併支援室は、市町村課の所掌事務のうち第十五号に掲げる事務を分掌する。

- 4 市町村課国体準備室は、市町村課の所掌事務のうち第十六号に掲げる事務を分掌する。

第八条第一項県民文化政策課の項第六号中「貯蓄に関する」を「金融に関する知識の」に改め、同項第八号中「余暇対策の推進及び調整」を「余暇活動及び市民活動の促進」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同項の次に次のように加える。

男女共同参画課

- 一 男女共同参画社会の実現に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 男女共同参画に関する調査に関すること。
- 三 男女共同参画の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 四 審議会等における女性委員の登用の促進に関すること。
- 五 男女共同参画を推進するための人材養成に関すること。
- 六 男女共同参画に関する相談及び苦情処理に関すること。
- 七 男女共同参画センターに関すること。

第八条第一項国際交流課の項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「海外移住」を「在外県人会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「国際協力」を「国際理解及び国際協力」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 環日本海地域における経済活動の促進及び技術支援に関する施策の総合的な調整及び推進に関すること。

第八条第一項消防防災課の項及び第二項を削る。

第九条を次のように改める。

（農林水産部各課の所掌事務）

第九条 農林水産部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林政策課

- 一 一部の主要施策の企画及び調整に関すること。
- 二 他部との事業執行上の調整に関すること。
- 三 農林水産業に関する災害調査及び災害対策に関すること。
- 四 農林水産業に関する情報化の推進に関すること。
- 五 農林水産業に関する褒賞に関すること。
- 六 農業委員会及び農業会議に関すること。
- 七 農業者年金に関すること。
- 八 農業経営基盤強化に関すること。
- 九 農業生産組織及び農業法人に関すること。
- 十 農地保有合理化促進に関すること。
- 十一 農山村における青少年の育成に関すること。

- 十二 女性農業者及び高齢農業者の活動促進に関する事。
 - 十三 農山漁村の生活改善に関する事。
 - 十四 農業振興地域に関する計画及び整備に関する事。
 - 十五 農地等の権利移動及び転用の制限並びに利用関係の調整に関する事。
 - 十六 国有農地等の管理及び処分に関する事。
 - 十七 林業労働力の確保の促進に関する事。
 - 十八 森林計画に関する事。
 - 十九 緑化の推進に関する事。
 - 二十 総合農林事務所に関する事。
 - 二十一 農業研修センターに関する事。
 - 二十二 部の広報、広聴等に関する事務の処理に関する事。
 - 二十三 部内各課の連絡調整に関する事。
- 農山村振興課
- 一 農業農村整備事業に関する調査及び計画に関する事。
 - 二 国営土地改良事業の促進に関する事。
 - 三 農山村の環境整備に関する事。
 - 四 農業用道路の整備に関する事。
 - 五 国土調査に関する事。
 - 六 都市と農山村との交流に関する事。
 - 七 経営構造対策に関する事。
 - 八 山村振興対策に関する事。
 - 九 農山村における起業活動の促進及び就業機会の確保に関する事。
 - 十 中山間地域対策に関する事。
 - 十一 中山間地域等直接支払制度に関する事。
 - 十二 農地及び林地の保全に関する事。
 - 十三 入会林野等の整備に関する事。
- 流通経済課
- 一 米の消費拡大に関する事。
 - 二 農産物及び加工食品の流通及び販売対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - 三 野菜及び果樹の価格安定対策に関する事。
 - 四 食品の安全性の確保並びに規格及び表示の適正化に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - 五 食品産業の育成指導及び食品製造技術の開発に関する事。
 - 六 卸売市場に関する事。
 - 七 農業近代化資金及び農業改良資金に関する事。

- 八 農林漁業金融公庫資金に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - 九 農林漁業に係る天災資金に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - 十 前三号に掲げるもののほか、農業関係制度資金に関する事。
 - 十一 農事組合法人に関する事。
 - 十二 農業倉庫業に関する事。
 - 十三 農業協同組合及び農業共済組合の育成指導に関する事。
 - 十四 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合及び農業共済組合の検査に関する事。
 - 十五 総合食品研究所に関する事。
- 水田総合利用推進課
- 一 米穀の生産調整及び市町村別予定計画出荷数量の決定に関する事。
 - 二 米、麦及び大豆の生産振興及び販売対策に関する事。
 - 三 水田複合経営の推進に関する事。
 - 四 主要農作物の改良及び種子対策に関する事。
 - 五 農業機械化促進対策及び農作業安全対策に関する事。
 - 六 肥料の流通及び取締りに関する事。
 - 七 土壌汚染対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - 八 農業気象及び農作物被害に関する事。
 - 九 農薬の流通及び取締りに関する事。
 - 十 植物防疫に関する事。
 - 十一 計画流通米の販売業及び需給調整に関する事。
 - 十二 病害虫防除所に関する事。
- 農畜産振興課
- 一 農畜産業に関する試験研究の総合調整に関する事。
 - 二 農業の改良普及に関する事。
 - 三 野菜、畑作物、果樹、花き及び特用林産物等の生産振興に関する事。
 - 四 持続的農業の推進及び地力増進に関する事。
 - 五 園芸作物種苗の生産供給体制に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
 - 六 農業の自然循環機能の維持増進に関する事。
 - 七 畜産及び畜産物の生産振興に関する事。
 - 八 畜産経営に係る環境保全に関する事。
 - 九 家畜の改良及び繁殖に関する事。
 - 十 家畜及び畜産物の流通及び販売対策に関する事。
 - 十一 飼料の生産、流通及び取締りに関する事。
 - 十二 牧野及び公共牧場に関する事。

- 十三 養ほつに関する事。
- 十四 家畜の防疫衛生に関する事。
- 十五 動物用医薬品の取締りに関する事。
- 十六 獣医師、家畜人工授精師及び家畜商に関する事。
- 十七 家畜市場に関する事。
- 十八 畜産に関する制度資金に関する事。
- 十九 地域農業改良普及センターに関する事。
- 二十 農業試験場に関する事。
- 二十一 果樹試験場に関する事。
- 二十二 花き種苗センターに関する事。
- 二十三 家畜保健衛生所に関する事。
- 二十四 畜産試験場に関する事。

農地整備課

- 一 土地改良区及び土地改良事業団体連合会に関する事。
- 二 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- 三 農業農村整備事業に係る農林漁業金融公庫資金に関する事。
- 四 国営土地改良事業、国営八郎潟干拓事業及び農用地整備公団営事業の負担金等の徴収に関する事。
- 五 事業用地の取得及び補償に関する事。
- 六 農用地の集団化に関する事。
- 七 農業水利権に関する事。
- 八 かんがい排水事業に関する事。
- 九 土地改良施設の保全対策に関する事。
- 十 農地及び農業用施設の災害復旧及び災害防止に関する事。
- 十一 公害防除特別土地改良事業に関する事。
- 十二 圃場整備事業に関する事。
- 十三 畑地の開発及び整備に関する事。
- 十四 農業農村整備事業の設計積算及び技術管理に関する事。
- 十五 仙北平野土地改良事務所に関する事。
- 十六 八郎潟基幹施設管理事務所に関する事。

水産漁港課

- 一 栽培漁業及び資源管理型漁業の振興に関する事。
- 二 内水面漁業の振興に関する事。
- 三 水産業の改良普及及び漁業の担い手育成に関する事。
- 四 水産物の流通及び消費に関する事。
- 五 水産業に係る農林漁業金融公庫資金その他の水産業に関する金融に関する事。

と。

- 六 沿岸漁業構造改善事業に関する事。
- 七 漁業協同組合その他の水産業団体に関する事。
- 八 漁業の調整及び取締りに関する事。
- 九 漁業の許可及び漁業権の免許に関する事。
- 十 漁船の建造等の許可及び漁船の登録に関する事。
- 十一 小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する事。
- 十二 遊漁及び海面の利用に関する事。
- 十三 海洋生物資源の保存及び管理に関する事。
- 十四 漁場における環境保全に関する事。
- 十五 水産基盤整備及び漁港海岸整備に関する事。
- 十六 県が管理する漁港の指定及び管理並びに県が管理する漁港海岸の管理に関する事。
- 十七 水産基盤整備事業により整備した漁場の管理に関する事。
- 十八 漁港の区域内における公有水面の埋立てに関する事。
- 十九 漁港の区域に係る国有財産及び県有財産の管理及び処分に関する事。
- 二十 漁港施設及び漁港の区域に係る海岸保全施設の災害復旧に関する事。
- 二十一 海区漁業調整委員会に関する事。
- 二十二 内水面漁場管理委員会に関する事。
- 二十三 秋田港魚市場に関する事。
- 二十四 水産振興センターに関する事。

秋田スギ振興課

- 一 森林、林業及び木材産業に関する施策の企画及び調整に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 木材の利用推進に関する事。
- 三 木材の生産、加工及び流通に関する事。
- 四 森林の流域管理システムの推進に関する事。
- 五 林業及び木材産業の経営の改善及び安定に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 林業及び木材産業の技術開発に関する事。
- 七 林業及び木材産業の技術の普及に関する事。
- 八 林業及び木材産業に関する金融に関する事。
- 九 林業構造の改善に関する事。
- 十 林業団体及び木材産業団体に関する事。
- 十一 森林国営保険に関する事。
- 十二 森林技術センターに関する事。

十三 森林学習交流館に関する事
森林整備課

- 一 造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関する事。
- 二 治山事業に関する事。
- 三 森林における開発行為の規制に関する事。
- 四 保安林に関する事。
- 五 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林保護に関する事。
- 六 林野の保全に係る地すべり等防止事業に関する事。
- 七 森林種苗に関する事。
- 八 狩猟及び有害鳥獣の駆除に関する事。
- 九 県営林に関する事。

2 農林政策課森林環境対策室は、農林政策課の所掌事務のうち第十八号及び第十九号に掲げる事務を分掌する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条建設管理課の項中第十五号を第二十二号とし、第十四号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 公共事業に関する情報及び入札に関する事務等の電子化の推進に関する事。

第十二条建設管理課の項中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、第十一号を第十七号とし、第十号の次に次の六号を加える。

- 十一 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事。
- 十二 土地対策の企画及び総合調整に関する事。
- 十三 土地取引の規制に関する事。
- 十四 土地利用規制の調整に関する事。
- 十五 公有地の拡大の推進に関する事。
- 十六 不動産の鑑定評価に関する事。

第十二条都市計画課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 秋田新都市開発の調整及び推進に関する事。

第十三条会計課の項第一号中「こと」の下に「(地方公所(東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所を除く。))の現金取扱員及び物品取扱員の任免を除く。」を加え、同条管財課の項第三号中「購入及び貸借」を「取得、管理及び処分」に改め、同項第四号中「物品の出納及び保管並びに不用物品の処分」を「会計事務(物品に係る事務に限る。)(の指導及び検査」に改め、同項中第五

号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「整備」を「運行管理」に改め、同項を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「暖房」を「空調」に、「施設」を「設備」に改め、同項を同項第八号とし、同項第十号中「事業所集団電話」を「電話機」に改め、同項を同項第九号とし、同項第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十四条の表中

法令によるもの

法令によるもの

秋田県防災会議	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第二項の規定による秋田県地域防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	秋田県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十七条第三項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務
総	総	総	総

務部	総合防災課
----	-------

務 部	
総合防災課	

に改め、同表中秋田県国土利用計画審議会の項、秋田県

土地利用審査会の項、秋田県防災会議の項及び秋田県石油コンビナート等防災本部の項を削り、同表秋田県農業共済保険審査会の項及び秋田県森林審議会の項を次のように改める。

秋田県森林審議会	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第二項及び第三項の規定による森林に関する重要事項について知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	農林水産部	農林政策課
秋田県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第三十一条及び第四百三十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	農林水産部	流通経済課

第十四条の表秋田県建設工事紛争審査会の項の次に次のように加える。

秋田県国土利用審査会	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	建設交通部	建設管理課
秋田県国土利用審査会	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	建設交通部	建設管理課

第十四条の表秋田県情報公開審査会の項中「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「行政文書の公開をしない旨の決定」を「公開決定等」に、「第十二条第二項」を「第十八条第二項」に、「総務課」を「情報公開課」に改め、同表秋田県個人情報保護審査会の項中「総務課」を「情報公開課」に改める。

第十四条の表秋田県総合開発審議会の項の次に次のように加える。

秋田県政策評価委員会	秋田県政策等の評価に関する条例（平成十四年秋田県条例第十一号）第十条の規定による同条例第四十条第三項に規定する基本方針に関する事項及び政策等の評価に関する事項の調査審議に関する事務	企画振興部	総合政策課
------------	--	-------	-------

第十四条の表秋田県立大学運営協議会の項の次に次のように加える。

秋田県バリアフリー社会形成審議会	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(平成十四年秋田県条例第十三号)第三十二条第一項の規定によるバリアフリー社会の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部	福祉政策課
------------------	--	-------	-------

第十四条の表秋田県青少年環境浄化審議会の項の次に次のように加える。

秋田県男女共同参画審議会	秋田県男女共同参画推進条例(平成十四年秋田県条例第十八号)第十九条第一項の規定による同条例第七条第三項に規定する基本計画及び同条例第十八条第二項に規定する苦情の処理並びに同条例第十九条第二項の規定による男女共同参画の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	生活環境文化部	男女共同参画課
--------------	--	---------	---------

第十四条の表秋田県卸売市場審議会の項中「農政部」を「農林水産部」に改める。

第十五条中「県税事務所」を「県税事務所」に、「総合生活文化会館」を「総合生

「地域農業改良普及センター」「農業研修センター」

活文化会館」に、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、病虫害防除所、果樹試験場

を、総合生活文化会館、消防学校、農業研修センター、病虫害防除所、地域農業改良普及センター、農業試験場、果樹試験場

改める。

第十五条の五第一項に次の一号を加える。

三十一 所管区域内の地方機関の現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事

第二十一条中「古文書」を削る。

第五章第三節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 消防学校

(事務)

第二十八条の二 消防学校は、消防職員及び消防団員の教育訓練を行う機関とする。(名称及び位置)

第二十八条の三 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県	消防学校	由利郡岩城町内道川字築館一番地の一	

第三十条の二の見出し中「学科等」を「研究科等」に改め、同条第一項中「及び学科」を「、研究科、学科及び専攻」に改め、同項の表秋田県立大学の項を次のように改める。

秋田県立大学			
システム科学技術研究科	生物資源科学部	システム科学技術学部	機械知能システム学科 電子情報システム学科 建築環境システム学科 経営システム工学専攻 総合システム科学専攻
	生物資源科学部	応用生物科学科 生物生産科学科 生物環境科学科	

第三十条の五第二項中「システム科学技術学部」の下に「及びシステム科学技術研究科」を加える。

第三十条の九保健福祉課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 婦人保護に関する事。

第三十条の十を削り、第三十条の十一を第三十条の十とする。

第三十一条中「並びに児童」を「、児童」に改め、「施策に関する事務」の下に「並びに婦人保護に関する事務」を加える。

第三十四条保健福祉課の項に次の一号を加える。

九 婦人保護に関する事。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第五十七条中「精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導及びこれに付随する診療」を「次の事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの及びこれに付随する診療に関すること。

三 精神医療審査会の事務に関すること。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

第六十九条中「事務」の下に「並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第二項の規定による被害者の保護に関する事務」を加える。

第二章第三節第三十三款及び第三十四款を次のように改める。

第三十三款及び第三十四款 削除

第九十九条から第二百一条まで 削除

第一百五十五条第一項農務課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げる。

第二章第三節第四十款及び第四十一款を次のように改める。

第四十款及び第四十一款 削除

第一百八条から第二百二十二条まで 削除

第二章第三節第四十三款から第四十五款までを次のように改める。

第四十三款 総合食品研究所

(事務)

第二百二十五条 総合食品研究所は、食品加工業及び酒類製造業の振興並びに農水産業の振興に資するため、次の事務を行う機関とする。

一 農水産物等の食品の加工及び酒類の製造に関する技術の研究開発に関すること。

二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

三 農水産物等の食品の加工及び酒類の製造に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。

(名称及び位置)

第二百二十六条 総合食品研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県	総合食品研究所	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十六	

(内部組織)

第二百二十七条 総合食品研究所に、総務管理課、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

(所掌事務)

第二百二十八条 総務管理課、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理課

一 公印の管守に関すること。

二 人事、給与、文書及び財務に関すること。

三 公有財産の管理に関すること。

四 第二百二十五条に掲げる事務の企画及び総合調整に関すること。

五 食品加工研究所及び醸造試験場との連絡調整に関すること。

六 食品加工研究所及び醸造試験場の所管に属しない事務に関すること。

食品加工研究所

一 農水産物等の食品の加工に関する技術の研究開発に関すること。

二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

三 農水産物等の食品の加工に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。

醸造試験場

一 酒類の製造及び酒類製造用原材料並びに生物機能に関する技術の研究開発に関すること。

二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

三 酒類の製造及び酒類製造用原材料並びに生物機能に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。

第四十四款 病害虫防除所

(事務)

第二百二十九条 病害虫防除所は、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二条第四項に規定する植物の検疫、防除についての企画、発予察事業その他防除に関し必要な事務を行う機関とする。

(事務)

第二百二十九条 病害虫防除所は、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二条第四項に規定する植物の検疫、防除についての企画、発予察事業その他防除に関し必要な事務を行う機関とする。

(名称、位置及び所管区域)
 第三十号 病害虫防除所の名称、位置及び所管区域は、行政機関設置条例第十條第一項に定めるところによる。

第四十五款 地域農業改良普及センター
 (事務)

第三十一号 地域農業改良普及センターは、次の事務を行う機関とする。

一 その所屬の改良普及員の行う農業改良助長法第十四條の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

二 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること(農業改良助長法第十四條第一項第五号の研修教育を除く。)

(名称、位置及び所管区域)

第三十二号 地域農業改良普及センターの名称、位置及び所管区域は、秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年秋田県条例第十五号)の定めるところによる。

第三十三号及び第三十四号 削除

第三十八号 技術普及部の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条経営計画部の項第四号中「農業機械化」を「農作業の機械化」に改め、同条作物部の項に次の一号を加える。

四 水稻及び畑作物の原原種及び原種の生産等に関すること。

第二章 第三節 第四十七款の二及び第四十七款の三を削り、同節 第四十七款の四中 第四百四十四條の八を第四百四十四條の二とし、第四百四十四條の九を第四百四十四條の三とし、同款を同節 第四十七款の二とする。

第二百一条を次のように改める。

(内部組織)

第二百一条 工業技術センターに、企画室を置く。

第二百十五條の表中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第二百十六條 第一項 総務企画課の項中 第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同条 第一項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第二百二十六條の表中「秋田市中通二丁目一番五十二号」を「秋田市手形住吉町一番九号」に改める。

第二百四十五條 第二項の表 第三十六号を削り、同表 第三十五号中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同号を同表 第三十六号とし、同表中 第三十四号を第三十五号

とし、第十六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十五号の次に次の一号を加える。

十六	研究科長	秋田県立大学の大学院の研究科	上司の命を受けて、研究科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	------	----------------	-----------------------------------

第二百四十五條 第二項の表 第三十七号中「看護士長」を「看護師長」に改め、同表 第三十八号中「健康福祉センター、保健所及び」を削り、同表 第四十九号及び第五十号を次のように改める。

四十九	技能主任	課所等	上司の命を受けて、相当の経験を必要とする技術業務に従事する。
五十	技能技師		

第二百四十五條 第二項の表 第五十一号から第六十九号までを削り、同表の備考一中「第二十号」を「第二十二号」に改め、同条 第三項の表中 第三十九号を第四十二号とし、第三十六号から第三十八号までを三号ずつ繰り下げ、同表 第三十五号中「公文書館」を「課所等」に改め、同号を同表 第三十八号とし、同表中 第三十四号を第三十七号とし、第三十三号を第三十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十五	副総看護師長	脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの看護科	総看護師長を補佐し、総看護師長に事故があるとき又は総看護師長が欠けたときは、その職務を代理する。
-----	--------	-----------------------------------	--

第二百四十五條 第三項の表中 第三十二号を第三十四号とし、第八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、その前に次の一号を加える。

九	企業専門監	企業支援センター	上司の命を受けて、企業支援に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
---	-------	----------	--

第二百四十五条第三項の表第七号中「建設管理課」を「建設管理課 検査課」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号を同表第七号とし、同表第五号中「総務課」を「総務 人事 財政」

課 に改め、同号を同表第六号とし、同表中第四号を第五号とし、第三号を第四号と課 し、同表第二号中「東京事務所、」及び「健康福祉センター、福祉事務所、保健所、総合農林事務所、」を削り、「、高度技術研究所及び建設事務所」を「及び高度技術研究所」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二	森 林 技 監	農 林 水 産 部	上司の命を受けて、知事が指示する林務行政に関する調査、調整等をつかさどる。
---	---------	-----------	---------------------------------------

第二百四十五条第三項の表の備考二中「、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所」を「、総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場」に改め、同条第五項中「第六十九号」を「第五十号」に改める。

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる職にある者は、別に人事異動の発令がされないときは、当該下欄に掲げる職に任命されたものとする。

農政部課長待遇	農林水産部課長待遇
総看護婦長	総看護師長
看護婦長	看護師長
看護士長	
主任技師(運転)	

主任技師(運転・実習)	技能主任
主任技師(調理)	
主任技師(予防)	
主任技師(機械操作)	
主任技師(圃場業務)	
主任技師(飼養業務)	
主任技師(飼養・実習)	
主任技師(道路整備)	
主任技師(実験)	
主任技師(工作)	
主任技師(業務補助)	
技師(運転)	
技師(運転・実習)	
技師(ボイラ)	技能技師
技師(調理)	
技師(予防)	
技師(圃場業務)	

技師（飼養業務）	
技師（飼養・実習）	
技師（守衛）	

3 平成十四年三月三十一日において次の表の上欄に掲げる課、室又はチームに勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同年四月一日をもって当該下欄に掲げる課、室又はチームに勤務を命じられたものとする。

生活環境文化部県民文化政策課男女共同参画室	生活環境文化部男女共同参画課
農政部流通経済課	農林水産部流通経済課
農政部流通経済課食品産業振興チーム	農林水産部流通経済課食品産業振興チーム
農政部農産園芸課循環型農業システム推進チーム	農林水産部農畜産振興課循環型農業システム推進チーム
農政部農地整備課	農林水産部農地整備課
農政部水産漁港課	農林水産部水産漁港課

4 平成十四年三月三十一日において建設事務所総務企画課に勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同年四月一日をもって当該建設事務所総務課に勤務を命じられたものとする。

5 (秋田県消防関係職員服装規則の一部改正)
秋田県消防関係職員服装規則(昭和三十年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生活環境文化部長、生活環境文化部次長、消防防災課長」を「総務部長、総務部次長、総合防災課長」に、「消防防災課」を「総合防災課」に改める。

第八条中「消防防災課長」を「総合防災課長」に改める。

第十一条中「消防防災課長」を「総合防災課長」に改める。
別図中「生活環境文化部長」を「総務部長」に、「生活環境文化部次長」を「総務部次長」に、「消防防災課長」を「総合防災課長」に、「消防防災課上席主幹」を「総合防災課上席主幹」に、「消防防災課主幹」を「総合防災課主幹」に、「消防防災課副主幹」を「総合防災課副主幹」に改める。

6 秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改める。
別表第一第一号中「生活環境文化部消防防災課長」を「総務部総合防災課長」に改める。

7 (知事が管理する行政文書の公開等に関する規則の一部改正)
知事が管理する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

7 第七条第一項中「総務部総務課情報公開室」を「総務部情報公開課」に改める。
(政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

8 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「総務部総務課情報公開室」を「総務部情報公開課」に改める。

9 (秋田県チーム設置規則の一部改正)
秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「農産園芸課」を「農畜産振興課」に改める。
第九条中「農産園芸課の項第十二号」を「農畜産振興課の項第六号」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄